

いじめ防止基本方針



令和5年4月

石川県立田鶴浜高等学校

田鶴浜高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの問題への基本姿勢

(1) 定義（文部科学省）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 本校のいじめ防止に関する方針

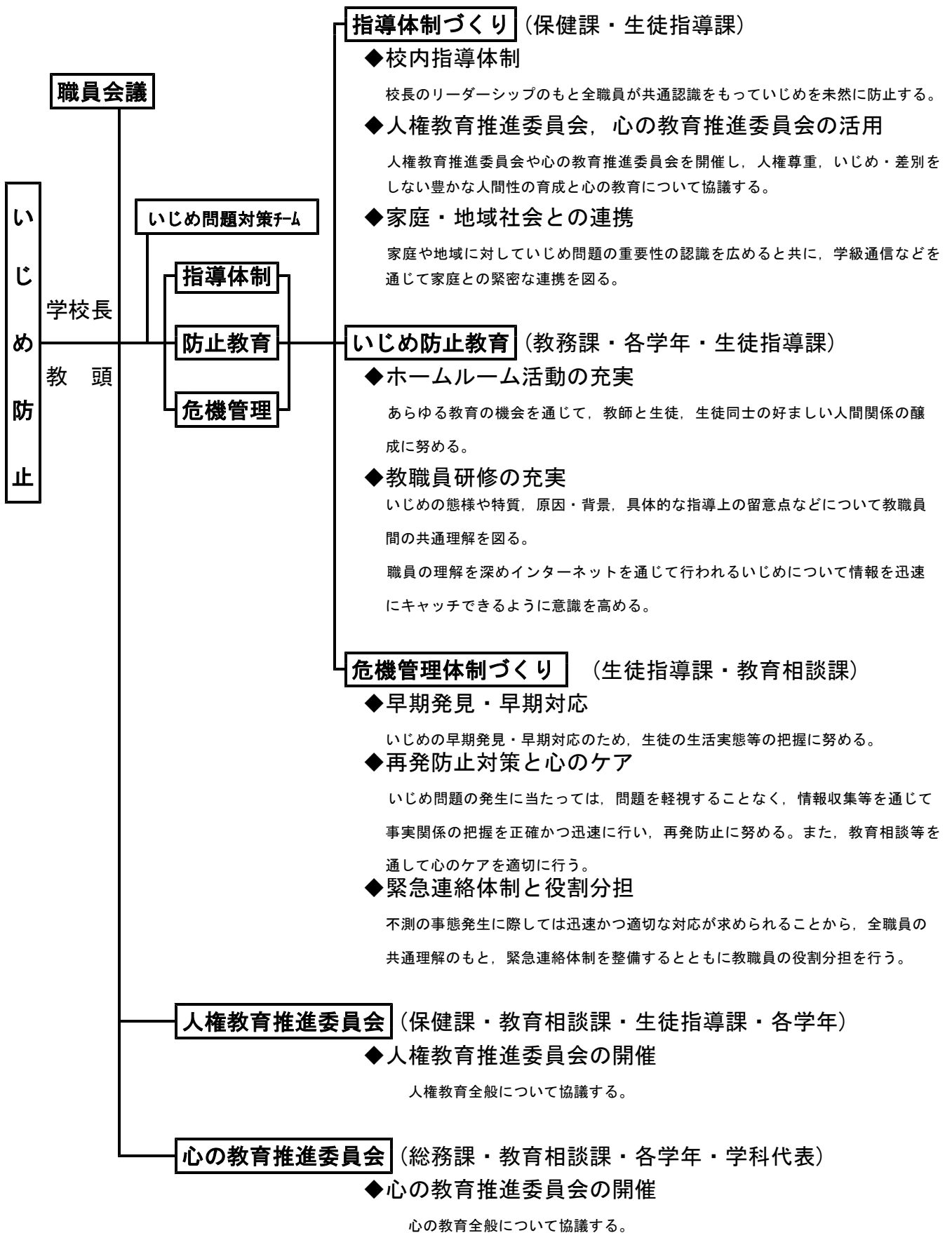
校訓である「明浄直」を基盤として「健康の心」「福祉の心」「看護の心」を育て勤労・奉仕・責任を尊ぶ豊かな人間性や社会性を身につけ、21世紀を共に生きる社会の形成者として有為な人材を育成することを目標としている。

すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動ができるように、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切にすみやかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

(3) いじめを許さない学校づくりのために

- ① いじめは、「どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識すること
 - ・日頃から、生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底すること
 - ・いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すこと。
 - ・いじめる生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要。
- ③ 生徒一人一人を大切にす意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること
 - ・教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすることが必要。
- ④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること
 - ・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行うこと。
- ⑤ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること
 - ・生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

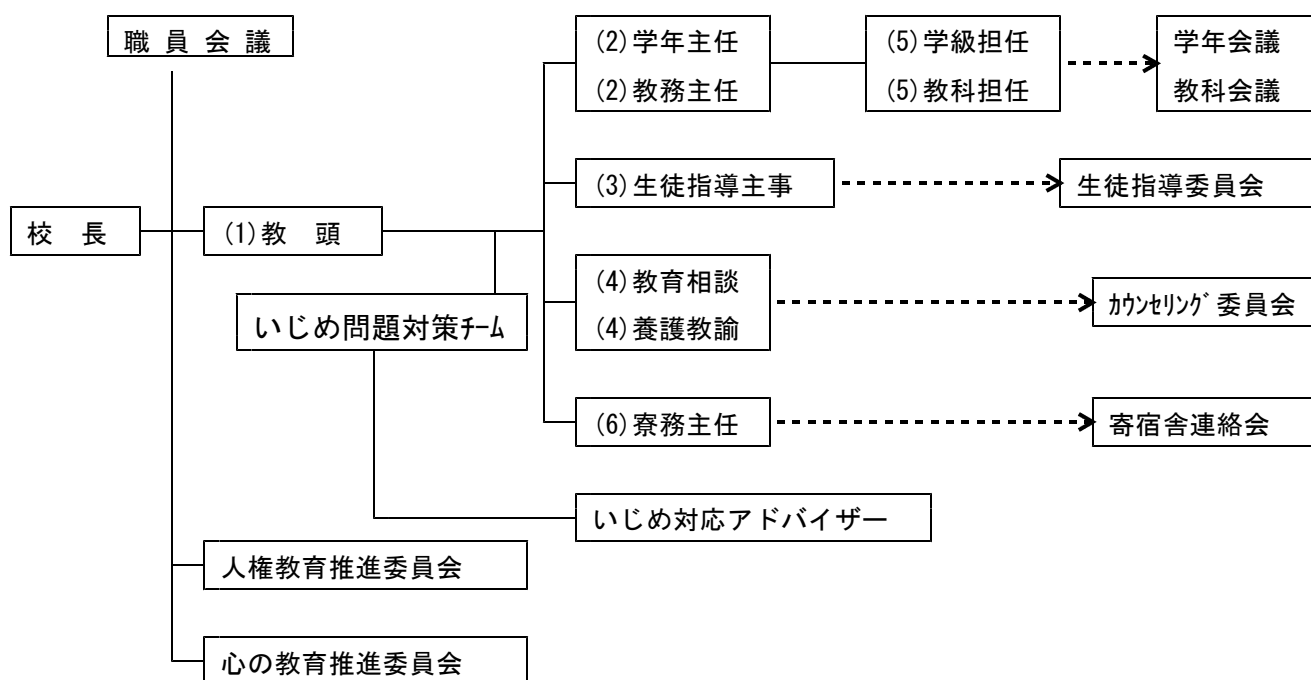
2 いじめ防止等のための組織及び施策等



いじめ防止の組織

- ① 名 称 いじめ問題対策チーム
- ② 構成員 校長 教頭 主幹教諭 生徒指導主事 生徒指導課 教育相談課主任 養護教諭 学年主任 寮務主任 P T A会長 スクールカウンセラー
- ③ 活 動 いじめ防止への取組・いじめ事案への対応等について常設し、日頃から教職員間で情報を共有する。
すべての教職員が「いじめ」は許されないとの意識を持って取り組むように、また「いじめ」問題の認識を新たにし、「いじめ」を見抜く力を養えるように研修を企画する。

◆校内指導体制と役割



(1) 教頭の役割

- ・ 校内のいじめの実態とその指導状況の把握に努め、適切な対応について、教職員の理解を図る。
- ・ 実践的な職員研修の場を設定し、全教職員が生徒指導の専門的技術を身に付ける体制をつくる。
- ・ いじめに関することについて校長に報告し、その指導の下に全校体制での取組を推進する。
- ・ PTAや関係機関・団体との協力体制を確立し、開かれた学校づくりに努める。

(2) 学年主任・教務主任の役割

- ・ 学級担任や教科担任との連携を図り、学年内のいじめの把握に努める。
- ・ 担任と問題解決に当たるとともにいじめの情報を積極的に学年会議、教科会議で共有する。
- ・ 学年内のいじめについて生徒指導主事や校長・教頭に報告し、担任も含めて対応策を検討する。
また、必要に応じて他学年との連携を図る。
- ・ 学年の指導方針について保護者の理解を深めるため、積極的に情報の収集や提供に努める。

(3) 生徒指導主事の役割

- ・各学年の生徒の状況を把握し、いじめが発見された場合は担任のサポートに努める。
- ・学年会議、生徒指導委員会、職員会議などの場で、解決策についてリーダーシップを発揮する。
- ・校長・教頭にいじめについての幅広い情報を提供し、率先して問題解決に当たる。
- ・学校、家庭、地域が一体となった指導を進めるため、関係機関・団体との連携を積極的に進める。

(4) 教育相談・養護教諭の役割

- ・学級担任が気付きにくい生徒の様々な問題の把握に努め、「心の居場所」づくりに努める。
- ・訴えてきた生徒の心情を十分に受け止め、信頼され安心できる保健室や相談室の雰囲気づくりに努める。
- ・把握したいじめの情報を担任や生徒指導主事、教頭、校長に伝え、解決に向けて有効な対策を講じる。
- ・担任と十分な連絡をとり、家庭との連携を密にして問題の解決に努める。

(5) 学級担任・教科担任の役割

- ・自分の学級にもいじめはあり得るとの認識をもち、生徒たちの日々の生活や言動をきめ細かく観察する。
- ・授業中に言葉をかけるなど、可能な限り生徒たちと積極的にふれあうようにする。
- ・いじめが発生したり、いじめのサインを捉えたりした場合は、一人で抱え込まず、学年主任や他の教員との連携を図る。
- ・生徒や保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも誠意を持って対応する。

(6) 寮務主任の役割

- ・寄宿舎生活を通じて、他者への思いやりの心を育て、安心して寄宿舎生活を送ることができる環境づくりに努める。
- ・寮生は親元を離れて生活しているため、相談体制の一層の充実を図る。
- ・舎監・寮母との連絡を密にし、いじめが発生したり、いじめのサインを捉えたりした場合は、クラス担任や教育相談との連携を図る。

◆人権教育推進委員会、心の教育推進委員会の活用

全ての人々と協調・連帯し、共に逞しく生きる生徒を育成しながら、人権教育推進委員会、心の教育推進委員会の活性化を図りながら、いじめのない学校づくりを目指す。

(1) 人権教育推進委員会

①人権教育の目標

- ・互いの人格を尊重し、豊かな人間関係を築く力を育てる。
- ・差別・偏見・いじめを許さない意志と実践力を育てる。
- ・自ら学び、物事を正しく判断する力を育てる。
- ・教職員においては人権に基づき、体罰などにたよらない指導力の向上を目指す。

②学年別推進目標

- ・ 1 学年…共に学ぶものとして、個々の生徒が互いに共感でき、温かく豊かな人間関係の確立を目指す。
- ・ 2 学年…人権問題により関心を持ち、各種福祉施設や医療施設での実習やボランティア等、実際の場面に差別や偏見を持たずに臨めるよう実践的態度の育成を目指す。
- ・ 3 学年…社会人・職業人として、相手の人権を尊重することが基本であることを理解し、人権に対する意識の向上を目指す。

(2)心の教育推進委員会

① 心の教育の目標

- ・ 生命を尊重する心、思いやりの心を培う。
- ・ 倫理観・正義感を培う。
- ・ 社会性・協調性を身につけるとともに忍耐力を養う。
- ・ 自分らしさ、価値観、生き方について考え、自立心を培う。
- ・ 積極的行動力と感動する心を培う。

② あり方生き方教育の充実

- ・ 学 科・教 科 学科・教科の特長を生かした授業や病院実習、施設実習、保育園実習等を通して心の教育の充実を目指す。
- ・ 特 別 活 動 ロングホーム等で高校生活のあり方、生き方の学習、グループディスカッションでお互いの理解を深め、尊重する心を培う。
学校行事、生徒会行事に積極的に参加し、活動することで協調性や助け合いの精神の向上を目指す。
- ・ 家庭、地域、PTA 家庭内での親子の会話を基本とし、PTA、地域連携係を設置する。
生徒会、地域連携係を中心に、地域の小学校、保育所、老人会等と活動することで共感と信頼に基づく、より豊かな人間関係を育てる。

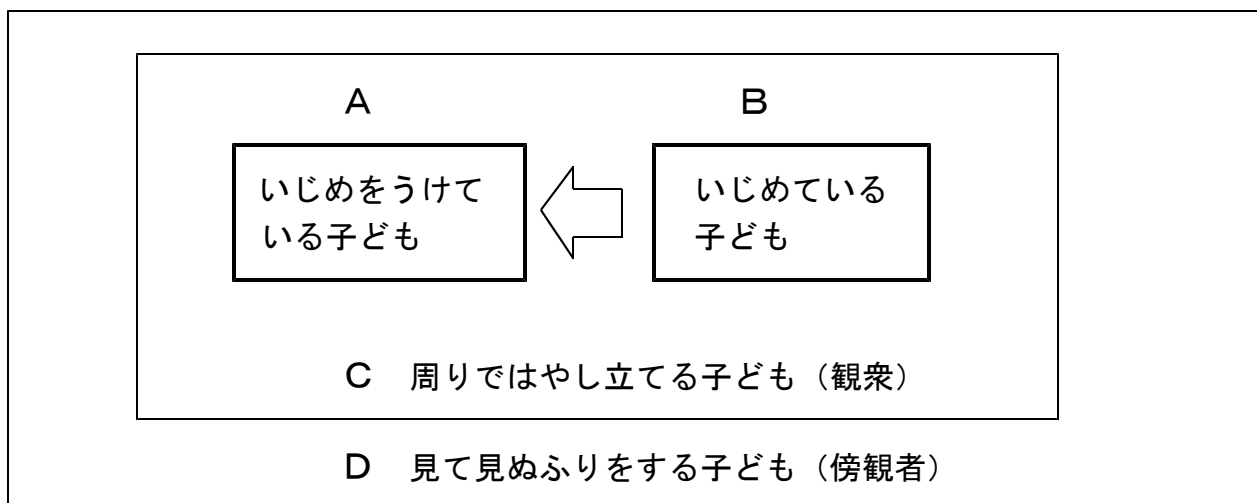
3 いじめの理解

いじめの態様

- ・ 言葉でのおどしや冷やかし、からかいを受ける
- ・ 集団から無視される
- ・ 仲間はずれにされたり、不自然に机や椅子が離されたりしている
- ・ 暴力行為を受ける
- ・ 持ち物を隠されたり、掲示物の作品や机に落書きされたりする
- ・ お節介、親切の押し付けを受ける
- ・ インターネットや携帯電話のメール等への悪口の書き込みをされる
- ・ 自分の持ち物でないものが、机やロッカー等に入れられている
- ・ たかりをされたり、使い走りをさせられたりする
- ・ 係決めなどで、ふざけ半分に推薦される
- ・ 部活動で、練習のふりをしてボールをぶつけられる
- ・ その他（持ち物を傷付ける）（虚偽のうわさを流す）等

いじめの構造

いじめは、単にいじめられる側といじめる側との関係だけでとらえることはできない。いじめの構造をしっかりと認識しておくことが大切である。



※ AとBの関係は、立場が逆転する場合があることも認識する必要がある。

※ 観衆や傍観者の立場にいるCやDの子どもも、いじめを助長していることを認識する必要がある。

4 いじめの未然防止

◆ホームルーム活動の充実

ホームルームは、生徒の諸活動の基盤としての役割をもち、個と集団との望ましい関係の持ち方を体験的に学習し、社会の一員としての自覚と自己責任の意識を深めることにかかわる様々な活動が行われる。また、生徒が心理的に最も安定して帰属できる「心の居場所」としての意義も大きい(学習指導要領抜粋)。

以上のことから、ホームルーム活動の充実を図り、いじめ防止教育を推進する。

(1) ホームルームや学校の生活の充実と向上

- ・ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決
- ・ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動
- ・学校における多様な集団の生活の向上

(2) 個人及び社会の一員としての在り方生き方

- ・青年期の悩みや課題とその解決
- ・自己及び他者の個性の理解と尊重
- ・社会生活における役割の自覚と自己責任

- ・男女相互の理解と協力
- ・コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立
- ・ボランティア活動の意義の理解

◆教科指導，部活動等による指導

あらゆる教育の機会を通じて，教師と生徒，生徒同士の好ましい人間関係の醸成に努める。

(1)教科指導

- ・各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け，積極的に指導を行うよう努める。
- ・教職員の言動が，生徒を傷つけたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう，細心の注意を払う。
- ・「わかる授業」づくりに取り組むことで，「授業」をストレスのないものにする。
- ・グループ学習で発表する場を設け，コミュニケーション能力の向上を図る。

(2)病院実習・施設実習

- ・看護師や介護福祉士の理念やモラルを身につけ，他者を尊重する「思いやりの心」を育てる指導の充実を図る。
- ・実習先と連携し，信頼関係の構築を目指しながら，勤労・奉仕・責任を尊ぶ生徒の育成に努める。

(3)部活動

- ・部活動は生徒の自主性・協調性・責任感・連帯感を育成しながら，共通の目標に向かって活動する場であり，指導者はいじめや暴力行為などが発生しないよう細心の注意を払う。
- ・指導者は，生徒の精神面や健康面に十分留意するとともに，指導中の暴言や体罰が絶対許されない行為であることを肝に銘じて指導に当たる。

(4)寄宿舍

- ・寮生は親元を離れて生活しており，精神的に不安定になる場合もみられ，生徒同士のトラブルが発生しないよう注意深く観察し，必要に応じて教育相談を行う。
- ・寮務主任，教育相談，生徒指導主事，舎監，寮母，生徒代表からなる寄宿舍連絡会を開催し，寮生の生活状況等について情報交換を行い，いじめなどを未然に防止する。

◆教職員研修の充実

いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて教職員間の共通理解を図り，教職員研修を充実する。

(1)校外研修

- ・教員総合研修センターの実施する生徒指導講座・教育相談講座等に積極的に参加し，いじめに関する研修を深める。

(2)校内研修

- ・いじめに関する校内指導體制の中で開催される，各種委員会，会議等の機会を捉えて情報を共有し，適切な対処方法等について研修を深める。
- ・必要に応じて関係機関等と連携し，校内研修会を開催する。

5 いじめの早期発見

(1) 早期発見のための考え方

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえささいな兆候であっても早い段階から複数の教職員で関わり、いじめを積極的に認知し、速やかに組織的に対応する。

(2) 早期発見に向けた取り組み

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。悩みを過小評価することは、あってはならない。
- ・ 生徒及びその保護者、教職員が、いじめに関して抵抗なく相談できる体制を整備するとともに、定期的に体制を点検し、保健室やカウンセラー室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・ 日常生活の中で生徒の様子に目を配り、交友関係や悩みを把握し、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。
- ・ 教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

6 いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した際は、その場でその行為を止める。生徒や保護者から相談や訴えがあった場合、真摯に傾聴する。
- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ問題個別対応班」において直ちに情報を共有し、組織が中心となっていじめの事実の有無の確認を行う。
- ・ 事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。また、学校全体で情報を共有する。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。

(2) いじめられた生徒またはその保護者への支援

- ・ いじめられた生徒から事実関係を聴取する。その際、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・ 個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒、保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。
- ・ 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなどいじめられた生徒の安全を確保する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を、適切に提供する。

(3) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

- ・ いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・ 事実関係を聴取したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保

護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか出席停止や警察との連携による措置を含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき適切に懲罰を加えることも考える。ただし、その際は教育的配慮に十分留意し、自らが行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育む事が出来るよう成長を促す目的で行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって、いじめの解決と判断する。

(5) 再発防止対策と心のケア

生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、再発防止に努める。また、再発防止と心の健康問題について教職員全体の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

① 再発防止対策

- ・全ての生徒が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。
- ・学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらについての理解を求めていく。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級に当たって適切に引き継いだり情報提供できる体制をとる。
- ・保護者との連絡を密にしながら、専門医・専門機関等の指示や指導事項を学校で対応することについて理解や協力が得られるよう連携を図っておく。
- ・PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。

② 心のケア

- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、本人に寄り添い支える体制を作る。また、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、環境の確保を図る。
- ・ストレス症状がある生徒には、ストレスを受けたときに症状が現れるのは普通であること、症状は必ず和らいでいくことを伝え、一人で悩んだり孤独感を持つたりしないようにする。
- ・保護者に対してストレス症状についての知識を提供するとともに、学校と家庭での様子が大きく異なることがあるので、緊密に連絡を取り合う。

- ・いじめた生徒の抱える問題など、いじめの背景に目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・状況に応じて、心理や福祉の専門家、教職経験者・警察官経験者など専門家の協力を得る。

7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) 「ネットいじめ」の特徴について

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷、個人情報や画像などをインターネット上のWebサイトの掲示板等に掲載したり、メールを送ったりするなどして社会的信用を貶める犯罪行為である。

(2) 「ネットいじめ」の未然防止

①情報教育、モラル教育の充実

- ・LHRや全校集会、講演会等での指導
- ・教科の情報における情報モラル教育の充実

②保護者への啓発

- ・有害な情報から児童生徒を守る有効な手段として「フィルタリング」に協力してもらい、また、使用中での家庭内でルール作りを行ってもらおう。

(3) 「ネットいじめ」の対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求める等必要な措置を講じる。
- ・こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求める。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。

8 家庭・地域の役割

学校と家庭・地域社会・関係機関が連携し、いじめ問題の認識を深めるとともに、いじめ防止教育を推進する。

(1) 家庭との連携

- ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者の理解を得るよう努める。
- ・家庭に対して、家庭訪問やPTA会報、学級通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。

(2) 地域社会・関係機関との連携

- ・PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。
- ・必要に応じて相談機関との連携を図り、家庭との連携を密にして問題の解決を図る。

家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、子どもの家庭での様子について以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要があります。

【観察の視点（特に、変化が見られる点）】

- 1 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 2 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- 3 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 4 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 5 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 6 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 7 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- 8 いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 9 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 10 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 11 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- 12 ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 13 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 14 転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 15 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 16 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 17 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 18 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- 19 投げやりで、集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。
- 20 テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

9 重大事態への対応

不測の事態発生に際しては迅速かつ適切な対応が求められることから、全職員の共通理解のもと緊急連絡体制を整備するとともに教職員の役割分担を行う。

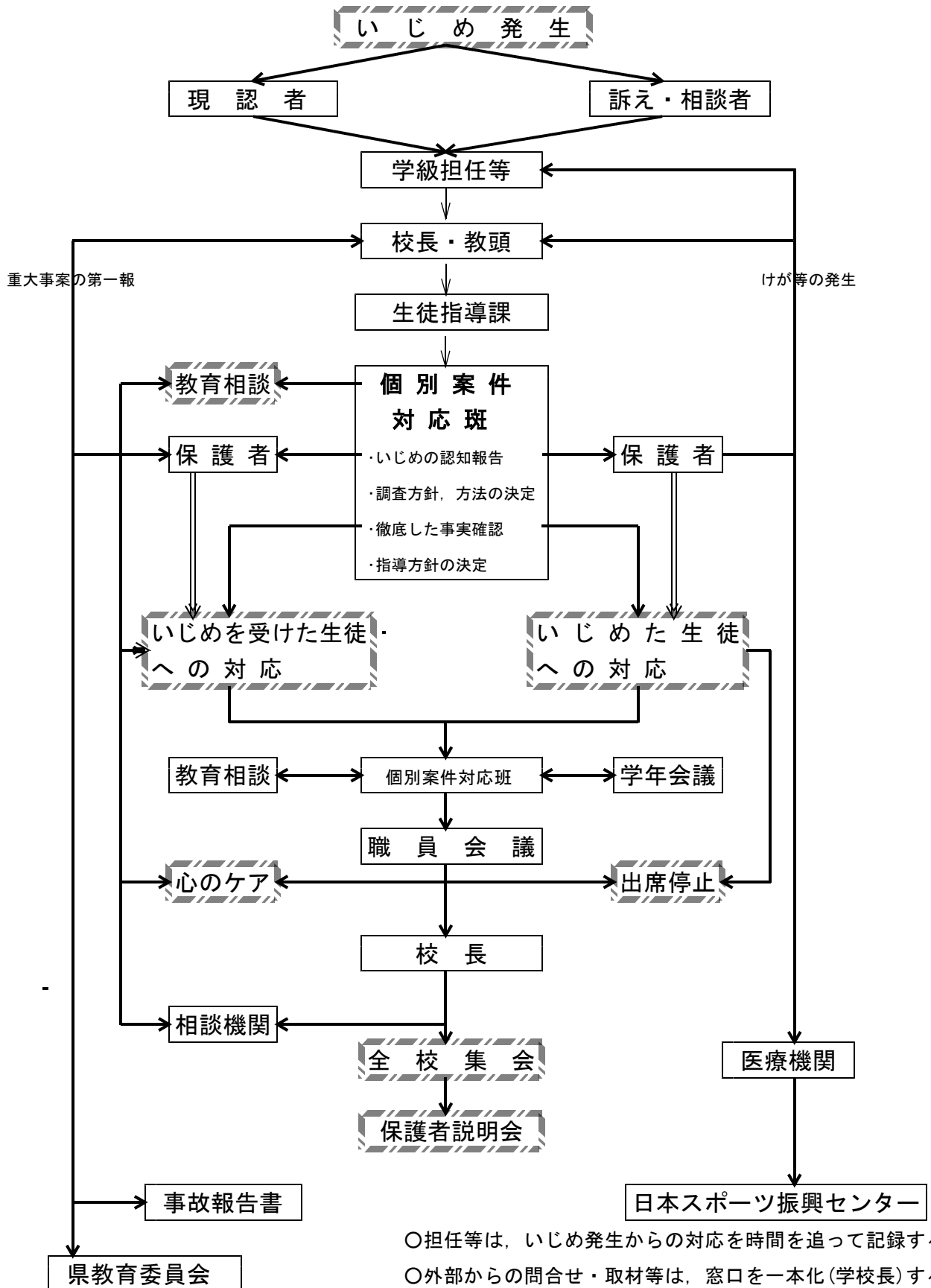
(1) 重大事態の規準

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の調査

- ・ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握し、「いじめ問題対策チーム」にすみやかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。
- ・ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校としての説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえること。

(3) 重大事態が発生した場合の組織的対応の流れ



10 その他「いじめ防止等のための対策」に関する取組

いじめ防止の対策については、実効性のある取り組みを実施するために、学校に基本方針が効果的に機能しているかについて「いじめ問題対策チーム」を中心に、年度ごとに精査し必要に応じて改善を取り入れていくことに努めるものとする。

(1) いじめ防止年間指導計画

	職員会議 職員研修等	未然防止に向けた 取組	早期発見に向けた取組
4月	職員会議 ・指導方針・指導計画	スマホ安全利用教室（1年） 学年集会（2・3年）	スマホ利用アンケート調査 個人面談
5月		挨拶・身だしなみ意識週間 非行防止教室（全校生徒）	第1回いじめアンケート調査 個人面談
6月	いじめ問題対策チーム会議	弁護士によるいじめ予防教育 （1年）	個人面談
7月	職員会議 ・アンケート調査結果報告	防犯教室（全学年）	個人面談・保護者懇談会 いじめ意識アンケート
8月			
9月		挨拶・身だしなみ意識週間 生徒会執行部による「いじめ防止」啓発活動	生活習慣アンケート
10月		薬物乱用防止教室（1年）	個人面談 第2回いじめアンケート調査
11月	いじめ問題対策チーム会議 職員会議 ・アンケート調査結果報告		個人面談
12月			個人面談・保護者懇談会
1月		挨拶・身だしなみ意識週間	生活習慣アンケート
2月			
3月	いじめ問題対策チーム会議 ・PDCAサイクルで検証	学年集会（全校生徒）	